

3番、藤本実君の質問を許可いたします。

藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実です。議長の許可をいただきましたので、日本共産党の一般質問を行います。発言通告に基づき質問させていただきます。

1、学校給食センター業務の一部民間委託について。この問題は、市議会に説明があり新聞報道もされたので、市民の知るところとなりました。私が違和感を覚えたのは、学校教育課長がコスト削減をメリットとして語り、学校給食の安全安心が保障されるのかどうかに注意を払った説明をしなかったことです。学校教育課長には、学校給食の位置づけにふさわしく、子供たちのために安全安心でおいしい学校給食を守る立場で財政当局と交渉してほしいと思います。

そこで質問です。学校給食をどう認識していますか。

2問目は、教育委員会内での検討過程と内容についてです。学校現場の声はどのように検討されたのでしょうか。学校給食調理の民間委託については、問題の起きているところもあります。課長は、今まで以上の安全性を確保すると説明しましたが、根拠は何でしょうか。受注企業側からすれば、低利益で受注しても、対応が悪いために契約を切られては企業としてマイナスになるので、与えられたコストの中で最善を尽くすはずですが、しかし、受注するために最低限の状態を考えて見積もっているとすれば、チーフやサブチーフ、社員やパートへの対応の悪さや、急な欠員時などの予備体制ができないなどの問題が発生することは当然考えられます。

そこで質問です。学校給食の大前提である安全安心が崩れない保証は何でしょうか。一部業務を民間委託する場合でも、その大前提が決して崩れない根拠を示すことが必要です。教育委員会内での検討経過を含めて明らかにしてください。

3問目は、学校給食センター業務の一部民間委託が、特別委員会の提案で6月に全会一致で採択された大月市内循環型経済推進条例に沿っているかについてです。本条例は、第4条で市の役割及び基本的な施策として、次のように掲げています。一部抜粋します。6、地域経済の活性化のため雇用の創出を促進すること。7、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の増大に努めること。9、市内の事業者の振興に関する市民の理解を深め、市民の協力を促進すること。

当初の説明では、委託を検討している業者は大月市外であること、賃金職員のできる限りの継続雇用は要請するが保証はないこと、外国人労働者にとってかわられることも否定できないことなどが明らかにされました。現状では、本条例に沿っていないと受けとめざるを得ません。

そこで質問です。市の施策が大月市内循環型経済推進条例に著しく反することは許されるとお考えでしょうか。施行後初の解釈事例なので、先例となることを踏まえてお願いいたします。

○議長(山田善一君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上教育議長、答弁。

(教育次長 井上 久君登壇)

○教育次長(井上 久君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

学校給食センター業務の一部民間委託についてのうち、初めに学校給食をどう認識しているのかについてであります。学校給食法に、その目的として、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするとあり、この目的を実現するために、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うことなど7項目の目標が定められ、それが達成されるよう努めなければならないとされております。

目標の7つ目には、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこととあり、地場農産物や地産地消について正しい理解への指導も学校給食の役割であります。学校給食は、体の栄養だけでなく心の栄養も育む手

段や場であり、学校教育の中で重要な役割を担っていると考えております。

次に、学校給食の大前提である安心安全が崩れない保証は何かについてであります。学校教育の安心安全のため、文部科学省におきまして学校給食管理衛生基準が定められ、遵守することとされており、また学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における手洗い洗浄・消毒マニュアルパート1、パート2、さらに調理場における衛生管理&調理技術マニュアルなども作成されており、活用が図られています。業務委託した場合も、安全や質の確保のため、これらの基準やマニュアルの遵守及び活用を行わせるよう委託仕様書に規定し、履行をさせます。それを栄養士や所長が管理するということで、調理する者が市の雇用した者か委託業者の社員等であるかの違いはございますが、基本的にこれまでと同じであります。

また、教育委員会での検討の中では、教育委員から、給食の安心安全を確保するために業者の選定に慎重を期す必要がある、また他の市町村の多くが民間委託を行っており、安心安全に関してそれだけ信用があり実績と能力があるのだと思うなどの意見がありました。

次に、市の施策が大月市内循環型経済推進条例に著しく反することは許されるかについてであります。契約に係る入札等における業者選定に当たり、指名参加願いが提出されていて、この業務を受けられると思われる業者は市外業者のみであります。このような状況の中、議員定例懇談会及び全員協議会で説明してまいりましたとおり、業者に対しましては現在市が雇用している新任職員について、できるだけ引き続き雇用してもらいたい、また使用する被服や消耗品などについては、できるだけ市内業者から購入するようお願いすると説明してきております。したがって、できる範囲、可能な範囲で、大月市内循環型経済推進条例に対応していると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございます。

1問目の学校給食への認識についてですが、学校給食は体の栄養だけでなく心の栄養も育む手段や場所であり、学校教育の中で重要な役割を担っていると述べられました。だからこそ、安全安心でおいしい給食が求められていると思います。

2問目の民間委託しての安全安心の保障についての答弁ですが、基本的にこれまでと同じということですが、最悪の事態を検討してこなかったのでしょうか。委託業者が民間企業である以上、利益を確保することが必要であり、同じ献立、食材料、手間を直営と同じ質でできるとは考えにくいのです。

3問目の質問には、大月市内循環型経済推進条例に著しく反しているとは考えていないという答弁でした。議会提案のこの条例、雇用の創出とは、市内に働く場所がないために東京へ出ていくことが多くあるために位置づけたわけで、人口流出を防ぐという思いが込められています。市民の生活の糧である雇用を大月市が先頭に立って守り育て、地域活性化を図っていくという指針なのです。経済削減論が言われ、市が一抜けする、このようなことは当該条例の趣旨に著しく反しているとは私は考えます。

そこで、石井市長に再質問をさせていただきます。私は、市民の雇用を守るべきだと思いますし、子供たちの学校給食にはお金をかけてもよいと考えていますが、石井市長はどのようにお考えでしょうか、来年4月からの実施は考え直すべきではないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

石井市長。

（市長 石井由己雄君登壇）

○市長（石井由己雄君） 藤本実君の再質問にお答えいたします。

学校給食センター業務の一部民間委託についての来年4月からの実施は考え直すべきではないかとのことでございますが、この件に関しましては昨年2月から給食センター民間委託庁内検討委員会で半年をかけて検討し、

その検討結果の報告に基づきまして教育委員会で審議をいたし、その後市の最高決定会議であります庁議で報告を受け、承認をしております。このような業務委託は、既に多くの市町村で行っており、問題なく履行されております。そういった状況の中、市といたしましては学校給食の安全と質の確保、安心安全を最優先とした上で、経費節減だけではなく職員人事などの関係も含め総合的に判断し、民間委託すべきとしたところであり、ご理解をお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございます。お言葉ですが、私は総合的に判断すれば慎重に検討すべきだと思います。

大月市は、県内で最も厳しい財政となっているわけですが、効率のよい財政運営の矛先を子供の教育分野に持ち込んでよいのかが問われております。本来学校給食は、外食産業や集団給食産業に比べてコストが高くなります。それは、食中毒などの面で高リスクがある子供に食べさせるものであり、学校給食そのものが教育として行われているためです。民間事業者の企業努力による低コスト、効率化は、行財政にとって魅力的かもしれませんが、それが学校教育、給食の場にふさわしいかどうか、きちんとした議論が必要だと考えるものです。

次の質問に移ります。2、ごみ処理施設の広域化について。まるたの森クリーンセンターの使用期限である2019年11月30日まで1年余となりました。都留市で次の施設整備を進めているようですが、山梨県のごみ処理広域化計画も示されていることから、誰が責任を持って施設整備を進めていくのかわかりにくい状況になっています。廃棄物処理事業は、循環型社会の形成や低炭素社会の構築に向けて焼却処理を中心とした体制から、ごみの発生抑制の推進や多様なリサイクルなどを行う体制へと転換し、できる限りごみ焼却量を削減する体制を確立することが求められています。今後整備すれば、その20年、30年先まで運用することが見込まれることから、将来を見据えた施設規模の設定が求められています。

そこで質問です。今後のごみ焼却施設の整備に関する基本的な考え方を示してください。県のごみ処理広域化計画との関係、大月都留広域事務組合との関係、ごみ焼却量の削減に向けた考えなどを含めてお願いいたします。

2問目は、広域化施設となるか現状では確定していないことから、大月都留広域事務組合で検討してきた新ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方、ごみ処理余裕量の算出の考え方について伺います。構成2市から排出される将来のごみ排出量と災害廃棄物の処理量を勘案して算出すると思いますが、両市ともに一般廃棄物処理基本計画がホームページで公表されていないことから、ごみ排出量の削減目標値がわかりません。過大な規模とならず、平常時において安定的な操業が確保できる施設規模はどのようなものでしょうか。

そこで質問です。大月都留広域事務組合で検討してきた新ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方、ごみ処理余裕量の算出の考え方について示してください。

3問目は、まるたの森クリーンセンターの使用期限延長の住民との協議についてです。初狩町ごみ焼却施設環境運営協議会が代表して交渉に当たっていますが、延長に伴う新しい協定書の内容や、現在の協定書や覚書の扱いについて定かなことが伝わってこないため、住民の中に反対ではないが不信があるという声を聞きました。協定書の最重要事項だった初狩バイパスの見通しはどうなっているのか、この間まちの中心部にあった初狩小学校が空き校舎となったが、まちのためになる有効活用を市で検討してほしいなどの思いを積極的に受けとめ、初狩町ごみ焼却施設環境運営協議会に対して、市の側から誠意ある対応をしてほしいと思います。

そこで質問です。まるたの森クリーンセンターの使用期限延長に伴う新しい協定書の締結に向け、進捗状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、答弁。

（市民課長 横瀬政弘君登壇）

○市民課長（横瀬政弘君） ごみの処理施設の広域化についてのうち、初めに今後のごみ焼却施設の整備に関す

る基本的な考え方を示してくださいについてお答えいたします。

県のごみ処理広域化計画との関係につきましては、県では平成11年3月に山梨県ごみ処理広域化計画を作成して以来、平成20年3月と平成30年3月の2回にわたり計画の見直しを行っております。現行の計画は、2032年までの15年間でされ、県内を3つのブロックに割り、本市を含む富士北麓・東部地域の12市町村を1施設に集約する計画であります。本市を含む12市町村では、現在当計画に基づく集約施設建設に向けて山梨県の情報提供等を受けながら、市町村間での協議、意見調整を行っているところであります。

大月都留広域事務組合との関係につきましては、現施設終了後、次期当該市である都留市において候補地を選定し新施設を建設する計画について、大月、都留両市及び大月都留広域事務組合で協議をしておりましたが、現在は富士北麓・東部地域の広域処理を行う施設の候補地として検討しているところであります。広域処理施設として計画を進めていくためには、大月、都留市のほか加盟する市町村で新たな一部事務組合を設立する必要があると考えております。

ごみ焼却量の削減に向けた考えにつきましては、大月市一般廃棄物処理基本計画において平成26年度から10年後の23年まで、ごみ収集処理量を1人1日当たり前年比2%の減量为目标に掲げております。本市のごみ減量化に対する取り組みといたしましては、生ごみ処理機の購入助成や「広報おおつき」による食品ロスに対するエコレシピの募集、リサイクルの推進を市民に働きかけ、「広報おおつき」8月号ではごみの減量化に関する特集記事を記載いたしました。また、本年4月からは小型家電に含まれるレアメタルの再利用を普及するため、小型家電の回収ボックスを市役所及び各出張所に設置しているところであります。今後におきましても、引き続きごみの分別、リサイクルの徹底を図るよう「広報おおつき」やホームページで、ごみの減量化に向けた取り組みを呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、大月都留広域事務組合で検討してきた新ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方、ごみの処理余裕量の算出の考え方についてであります。新処理施設の施設規模の算出の考え方につきましては、現在のごみの処理量と稼働時の人口推計とをあわせて災害廃棄物を考慮する中で、施設規模を算出していくこととなります。過大施設建設は、国庫支出金制度としては認められないことから、ごみの処理余裕量としての考え方はございません。

次に、まるたの森クリーンセンターの使用期限延長に伴う新しい協定書の締結に向け、進捗状況についてであります。初狩町への説明につきましては、大月都留広域事務組合におきまして平成28年3月22日に初狩町ごみ焼却施設環境運営協議会に対し、ごみ焼却処理施設協定期間延長申し出を行って以来、ご理解を得るべく説明を重ねてきたところであります。その後、本年4月26日、同協議会の総会におきまして、2029年11月までの10年間の使用期限延長の容認が議決されたところであります。

現在初狩町におきましては、環境整備事業に係る要望事項を取りまとめているところであります。今後におきましては、現在の使用期限となっております来年11月末までにこの要望事項等の調整を行いながら、早期の協定書の更新を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。富士吉田市が広域化には賛同しているものの、広域化施設として示された都留市の建設予定地を適切な場所ではないとして参加に難色を示していることが新聞報道されました。

新施設についての私の意見を申し上げます。1つは、自然災害が多発しているときに山の上はやめたほうがいい、多大なお金が無駄になりかねません。2つは、適切な場所を選定した上で、処理施設規模は多様なリサイクルの推進と一体に、身の丈に合った合理的な規模を算出すべきだということです。

県が音頭をとった事業で、大月市は2度痛い目に遭っています。深城ダム建設と上水道事業、桂川流域4市1町による広域の下水道事業です。どちらも施設が大き過ぎて、借金払いや維持管理費が重くのしかかっています。

3度も同じ過ちを繰り返すなど言いたいと思います。

そこで再質問です。広域化を含めた今後の新ごみ焼却施設の整備に関する基本方針を文書で公表する考えはありませんか、広く議論を起すべきです。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、どうぞ。

（市民課長 横瀬政弘君登壇）

○市民課長（横瀬政弘君） 藤本議員の再質問にお答えいたします。

広域化を含めた今後のごみ焼却施設の整備に関する基本方針を文書で公表する考えについてであります。広域化に伴い、今後のごみ処理施設の広域市町村の枠組みによる基本方針、基本計画を策定していくこととなります。本市におきましても、新たに一般廃棄物処理基本計画は策定することとなりますので、策定後は公表していくこととしております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

次の質問に移ります。3、防災行政無線デジタル化について。西日本豪雨並びにたび重なる台風被害、大阪北部地震、北海道地震で犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

西日本豪雨では、洪水ハザードマップのとおり被災したことから、改めてハザードマップが注目されています。大月市でも、5年前に土砂災害ハザードマップを出しています。地域の特徴を踏まえた避難ができるよう、防災訓練などでも注意を喚起したいと思います。

さて、西日本豪雨のときに、防災行政無線が全く聞こえなかったということが言われました。そのため、豪雨対策として早目の避難が呼びかけられるようになりました。そのほか大月市がどのような対策をとっているのかは、市民の大きな関心です。

そこで質問です。防災行政無線を聞き取りやすくするための対策、聞き逃した場合の対策はどのようにしていますか。

2問目に、防災行政無線の基地局、市庁舎や野外拡声子局、スピーカーの耐震性の向上について、無線の非常電源、バッテリーや燃料を含めた容量確保についてです。これは、東日本大震災の教訓でもあります。大月市でも整備計画はいかがでしょうか。

そこで質問です。防災行政無線の非常電源容量確保、耐震性の向上などの対策はどのように進める予定でしょうか。

3問目に、防災行政無線のデジタル化に要する費用についてです。国は、周波数再編アクションプランで、2020年に向けて電波利用環境の整備を進めるとして、市町村に対して機器の更新時期に合わせてデジタル方式への移行を推進するとしています。国の推奨ですから、何らかの補助があつてしかるべきですが、どのようになっているでしょうか。

そこで質問です。防災行政無線のデジタル化に要する費用、国補助の有無を明らかにしてください。

4問目は、大月市の財政との関係です。大月市は、地方債許可団体となったため、公債費負担適正化計画を県に提出する状況にあるわけですが、国の言うとおりにどうしてもやらなくてはならない事業でしょうか。

そこで質問です。防災行政無線のデジタル化は大月市公債費負担適正化計画でどうなるのでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

天野総務管理課長、答弁。

(総務管理課長 天野 工君登壇)

○総務管理課長(天野 工君) 防災行政無線デジタル化についてのうち、初めに防災行政無線を聞き取りやすくするための対策、聞き逃した場合の対策はについてお答えいたします。

情報伝達手段として防災行政無線を市内188カ所に設置し、市民の皆さんの安心につながる情報を届けており、聞き取りにくい等の対応については保守業者と確認し、対応しているところであります。

さらに、防災行政無線の内容を正確に確実に届けるために、メール配信、電話自動音声案内、ホームページ掲載などを行っており、自動音声ダイヤルにつきましては30—0088に電話していただくと、24時間以内に放送された直近1件の内容を確認することができます。

また、出前講座、「広報おおつき」等におきましてメール配信の登録をお願いし、6月定例会の西室議員の質問で登録者1,221人と回答させていただきましたが、9月4日現在では1,476人となり255人が新たに登録していただきました。文字等で確認できることから、今後もさらに普及に努めたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、防災行政無線の非常電源容量の確保、耐震性の向上などの対策はどのように進める予定かについてであります。防災行政無線の非常用電源容量につきましては、利用状況により変わりますが、市役所内にある操作卓が24時間、岩殿山中継局が36時間、子局の188局につきましては72時間の非常用電源容量が確保されております。また、耐震性向上対策につきましては、委託業者が操作卓、中継局、子局を年1回以上点検しており、異常があった等の場合につきましては報告を受け、修理、交換等により機能維持に努めております。

次に、防災行政無線のデジタル化に要する費用、国補助の有無を明らかにについてであります。防災行政無線のデジタル化については、平成33年5月に無線免許の更新が必要であり、更新につきましてはデジタル化していることが条件となります。そのため、平成30年度に基本設計、31年度に実施設計、32年度に施工を計画しております。今後の基本設計、実施設計により事業費が算出されますが、現在のところ平成32年には約10億円程度を見込んでおります。また、国の補助はなく、平成32年度までにデジタル化した場合には充当率100%、交付税算入率70%の起債が利用できることとなりますが、総務省に対しては引き続き補助制度について要望しているところであります。

次に、防災行政無線のデジタル化は、大月市公債費負担適正化計画でどうなるのかについてであります。公債費負担適正化計画につきましては、優先順位を見きわめた上での事業を選択し、市民サービスの継続を図りながら公債費負担比率を低減する計画であり、防災行政無線のデジタル化事業は平成30年度に基本設計、31年度に実施設計、32年度に施工するための財政負担を見込んでおります。

以上であります。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 答弁ありがとうございました。免許更新の条件がデジタル化だということでしたが、よりによって大月市が一番財政の苦しいときに10億円をかけるのと、さもないと防災行政無線を使わせないと、横暴と感ずるのは私だけでしょうか。国の周波数再編アクションプランには、携帯電話活用の周波数逼迫対策なども目標に掲げられています。結局大手民間企業に地方自治体は泣かされるということです。

そこで再質問です。デジタル化を防災行政無線免許更新の条件としないことを国にかけ合う考えはありませんか。

○議長(山田善一君) 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

天野総務管理課長、どうぞ。

(総務管理課長 天野 工君登壇)

○総務管理課長(天野 工君) 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

デジタル化を防災行政無線免許更新の条件としないことを国にかけ合う考えはについてであります。多くの市

町村がデジタル化をしている現状において、今後アナログ波につきましては全国的になくなり、大月市におきましては移動局の更新が平成33年5月、固定局の更新が34年11月となります。今後修理、保守等における部品調達等において難しい現状になるのではないかと考えておりますので、そのためアナログ波の延長ではなく、国に対しては交付税算入率の増額及び補助制度等による財政的支援を要望していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。お言葉ですが、電波法令では2022年11月30日までは、現在の無線が使えるはずですが、先送りできるなら、当面財政が楽になるのではないのでしょうか。はなから諦めず、市の窮状を訴えるべきです。10億円の事業を先送りできるなら、学校給食の一部民間委託だって慎重に考える時間をつくることができます。ぜひもう一度考えてみてください。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山田善一君） これで藤本実君の質問を終結いたします。

以上で通告者の質問は全部終わりました。